

第2回佐久平ハーフマラソン会場設営関連業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

佐久平ハーフマラソン実行委員会

1 目的

令和6年10月20日（日曜日）に、佐久市において第2回佐久平ハーフマラソン（以下、「本大会」という。）の開催を予定している。

本大会は、市街地エリアにあたる佐久平駅周辺をスタート地点及びフィニッシュ地点とし、中山道の歴史ある宿場の町並み、浅間山や八ヶ岳、北アルプスの山々、そして五郎兵衛新田をはじめとする田園風景を観望できる魅力あるコースを走り、また佐久市ならではのおもてなしとして、佐久市民による応援やトップアスリート等との交流、フルーツや地酒など佐久市の特産や名産などの提供も含め“走っても楽しい、走った後も楽しい大会”を大会テーマとしている。

この業務（以下、「本業務」という。）は、本大会を開催するにあたり、ランニングイベントとして楽しさを感じる空間作りを目的とした会場及びコース上の装飾物のほか、スムーズな大会運営に必要となる備品の設営、おもてなしの提供等を目的とした印刷物のデザイン及び印刷、並びにブース出店調整等を要するため、イベント企画・運営に専門的知識および総合的な企画力を有する事業者を選定することを目的とする。

2 一般事項

- (1) 名称 第2回佐久平ハーフマラソン会場設営関連業務に係る公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）
- (2) 発注者 佐久平ハーフマラソン実行委員会
- (3) 趣旨 本プロポーザルは、本大会の開催に必要な会場等の装飾物や印刷物等の企画、デザイン及び製作、装飾物や備品等の設置及び撤去並びに装飾物等設営計画書等の作成について企画提案を求めるものである。
- (4) 選定方式 第2回佐久平ハーフマラソン会場設営関連業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で選定する。
- (5) 事務局 佐久平ハーフマラソン実行委員会事務局
（佐久市教育委員会社会教育部スポーツ課内 担当：上村）
〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地
電話：0267-62-4004（直通）
E-mail: taiiku@city.saku.nagano.jp

3 参加申込者の資格要件等

参加申込者は、次の資格要件を公告日から契約日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 佐久市の佐久市物品購入等入札（見積）参加資格者名簿において「イベント企画・運営」の登録があり、佐久市内に本社・本店がある事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）第103条の規定により入札に参加できないとき

れた者でないこと。

- (3) 審査基準日から最優秀提案者決定までの間に佐久市建設工事等参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第8号）に基づく入札参加等停止措置、又は佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）に基づく入札参加等停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のアからオまでの要件に該当するものでないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされて要る者。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者。
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者。
 - カ 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止処置要綱（平成24年度佐久市告示第8号）別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

4 参加申込受付

- (1) 提出場所 2（5）の事務局
- (2) 受付期間 令和6年2月28日（水曜日）～令和6年3月13日（水曜日）（土日祝祭日を除く。）
- (3) 受付時間 前項（2）の午前9時～午後5時
- (4) 提出書類 第2回佐久平ハーフマラソン会場設営関連業務に係る公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式1）
- (5) 提出部数 1部
- (6) 提出方法 持参

5 質問等

本プロポーザルの企画提案書に関わる質問は、質問書（様式4）により提出すること。

- (1) 提出場所 2（5）の事務局
- (2) 受付期間 令和6年2月13日（火曜日）～令和6年2月22日（木曜日）（土日祝祭日を除く。）
- (3) 受付時間 前項（2）の午前9時～午後5時
- (4) 提出方法 持参または電子メール

※メールの場合は、電話にて必ず到着確認を行うこと。

(5) 質問回答方法

令和6年2月28日(水曜日)に佐久平ハーフマラソンホームページへ掲載する。

6 企画提案書

本プロポーザルの参加申込者は、「第2回佐久平ハーフマラソン会場設営関連業務に係る公募型プロポーザル提出書類作成要項(「資料1」)」(以下「提出書類作成要項」という)に従い、企画提案書を提出すること。

なお、提案数は1者につき1提案までとし、複数の提案は認めない。

7 企画提案書の提出期間等

(1) 提出場所 2(5)の事務局

(2) 提出期間 令和6年2月28日(水曜日)～令和6年3月19日(火曜日)

(3) 受付時間 前項(2)の午前9時～午後5時

(4) 提出方法 持参

8 審査・選定

(1) 第1次審査

提出された企画提案書は審査委員会により評価項目を基に書類審査を行う。評価点の高い上位3者を、第2次審査対象者とし、審査結果は文書にて通知する。

なお、企画提案書を提出した参加申込者が3者以下の場合は、第1次審査は実施しない。

(2) 第2次審査

第2次審査は第2次審査対象者のプレゼンテーション及び審査員のヒアリングにより実施する。併せて、審査委員会において評価項目を基に審査を行う。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日程等は、第2次審査対象者へ電話及び文書にて通知する。プレゼンテーション及びヒアリングの時間は準備、片付けを除き、それぞれ40分以内とする。

(3) 候補者の選定

審査委員会において最優秀提案者を業務請負候補者とし、第2位を次点業務請負候補者、第3位を第3業務請負候補者と選定する。

最優秀提案者の選定は、各委員の評価点を合算して算出した合計点が高い者からとする。合計点と同数の場合は、委員ごとに評価点の高い者から順位を決め、順位1位を最も多く獲得した者とする。順位1位の獲得数と同数の場合は、以下同様に順位2位、順位3位と続ける。

(4) 審査結果の通知

最終審査結果については、第2次審査対象者に対し後日文書にて通知する。

(5) 本大会に関わる業務の請負

ア 審査委員会で決定された最優秀提案者を当該業務請負候補者とする。

イ 最優秀提案者と契約が成立しない場合は、次点候補者を当該業務請負候補者とし、次点候補者と契約が成立しない場合は、第3候補者を当該業務請負候補者とする。

ウ 佐久平ハーフマラソン実行委員会は、当該業務請負候補者の提案内容を尊重しながら一部内容の変更を求めることがある。

(6) 審査内容及び配点一覧表

| No. | 評価の項目 | 審査内容 | 配点 |
|-----|----------|---|------|
| 1 | 提案金額の妥当性 | ア 必要と考えられる経費が過不足なく計上されているか。 イ 積算内訳及び根拠が正しく示されているか。妥当な金額となっているか。 ウ 本業務に必要な人員・備品等の手配は十分にされているか。 | 10点 |
| 2 | 業務実績 | ア 過去5年間に本大会と同等規模以上のイベントの会場装飾等類似業務実績があるか。 イ 過去5年間にブース出店やキャンペーンチラシ制作等の店舗募集を伴う企画及び制作等の類似業務実績があるか。 | 25点 |
| 3 | 実施体制 | ア 円滑に業務を遂行するための、指揮命令系統が構築できているか。 イ 業務を適切に遂行できる工程が設計されているか。 ウ 業務遂行に有効な資格を有する人員体制がとられているか。 | 20点 |
| 4 | 基本コンセプト | ア 本大会の特徴や強み、目指すもの等を十分に把握・理解し、それらに沿う提案内容となっているか。また佐久市の特色や魅力を高める内容となっているか。 | 25点 |
| 5 | 安全対策 | ア 装飾物等の転倒等に対する安全対策は考慮されているか。 | 10点 |
| 6 | 業務に対する意欲 | ア 業務に対しての意欲や熱意、創意工夫が期待できるか。 | 10点 |
| | 合計 | | 100点 |

9 請負契約

(1) 契約方法 「8 審査・選定」による業務請負候補者から見積を徴し、随意契約により契約する。

(2) 業務概要 会場装飾物等のデザイン、制作、設置及び撤去並びに装飾物等設営計画書等

の作成を一括して発注する一括発注方式

- ア 業務名 第2回佐久平ハーフマラソン会場設営関連業務
- イ 納品先 佐久平ハーフマラソン実行委員会事務局
(佐久市教育委員会社会教育部スポーツ課内)
- ウ 契約期間 契約締結日から令和6年11月15日(金曜日)
- エ 業務内容 第2回佐久平ハーフマラソン会場設営関連業務 一式
※ 別紙「第2回佐久平ハーフマラソン会場設営関連業務仕様書」に従い、会場等の装飾物や印刷物等の企画、デザイン及び製作、装飾物や備品等の設置及び撤去並びに装飾物等設営計画書等の作成を行う。
- オ 業務価格 9,240,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)
※ 本業務の見積については、この契約に係る予算が佐久平ハーフマラソン実行委員会で承認され、令和6年4月1日以降に当該予算の執行が可能となったとき効力が生じる。

10 著作権、意匠及び提出図面等の取扱い

(1) 著作権及び意匠

提出された企画提案書の著作権はそれぞれ参加申込者に帰属するものとする。

11 経費の負担

本プロポーザルの参加に要するすべての経費は参加申込者の負担とする。

12 失格事項

次の各号に該当した場合は失格となる場合がある。

- (1) 「3 参加申込者の資格要件等」を満たさない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載や届出をした場合。
- (3) 複数提案が判明した場合。
- (4) 提案内容が業務仕様書に示す要件を満たしていないと判断した場合。
- (5) 提出書類が不足している場合。
- (6) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合。

13 契約の締結

業務請負候補者決定し、この契約に係る予算が佐久平ハーフマラソン実行委員会で承認され、令和6年4月1日以降に当該予算の執行が可能となった後に、速やかに必要な協議及び調整を行い、随意契約を締結するものとする。

1.4 その他

- (1) 提出された書類の返却はしない。
- (2) 本プロポーザルへの参加報酬及び賞金はない。
- (3) 書類の追加、修正には応じない。
- (4) 公募の日から審査結果発表までの間は、プロポーザルに関し、必要な場合を除き、審査員、事務局職員、及び関係者との接触を禁止する。
- (5) 審査の経緯についての質疑は一切受け付けない。
- (6) 企画提案書に第三者の著作物を使用する場合、参加申込者の責任において事前に第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した参加申込者に全て帰属するものとする。
- (7) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (8) この業務の契約が成立するまでの間において、業務請負候補者が「1.2 失格事項」に該当することになった場合は、当該業務請負候補者と契約を締結しない。
- (9) 本要領に定めのない事項について協議すべき事項が発生した場合は、審査委員会の判断により決定する。
- (10) 提出された企画提案書については、市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内に在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体より、本企画提案に関する情報の開示請求があったとき、その他佐久平ハーフマラソン実行委員会が必要と認めるときに公開する。
公開については次のとおりとする。
 - ア 公開時期 契約後
 - イ 公開対象 契約者となった者の企画提案書
 - ウ 公開方法 公開期間及び公開場所を定め閲覧する
- (11) 業務説明会
業務説明会は開催しない。

1.5 リスク分担

| リスクの種類 | 概要 | 発注者 | 受注者 | 備考 |
|---------|--------------------------|-----|-----|---|
| 応募費用 | プロポーザルへの参加費用 | | ○ | プロポーザルへの参加に要する資料作成等の費用に係るもの |
| 資金調達 | 資金調達の未達による事業の遅延、実施不能 | | ○ | 事業実施に必要な資金調達に係るもの |
| 事前調査 | 現地及び市場等の事前調査の不備等 | ○ | | 発注者が提供したデータ等資料の重大な誤りに係るもの |
| | | | ○ | 受注者が実施した調査データに係るもの |
| 条件変更 | 事業に係る提示条件等の変更 | ○ | | 発注者の責めに帰すべき事由により提示条件等を変更したことによるもの |
| | | | ○ | 上記以外の事由によるもの |
| 仕様変更 | 業務仕様及び成果物の変更を要請したことによるもの | ○ | | 発注者の責めに帰すべき事由により設計成果物の変更 |
| | | | ○ | 上記以外の事由によるもの |
| 業務の中止 | 業務の中止による増加費用及び損害 | ○ | | 発注者の責めに帰すべき事由又は通常予測し得ない天災等により業務を中止したことによるもの |
| | | | ○ | 上記以外の事由によるもの |
| 契約期間の延長 | 事故・災害、その他による契約期間の延長 | ○ | | 受注者の責めに帰すことができない事由によるもの |
| | | | ○ | 受注者の責めに帰すべき事由によるもの |
| 契約期間の短縮 | 特別な理由による契約期間の短縮 | ○ | | 受注者の請求により、通常必要とされる業務期間を短縮したことによるもの |
| 物価変動 | 急激なインフレーション又はデフレーション | ○ | | 予期できない特別の事情により物価が変動し契約金額が著しく不相当となったことによるもの |
| | | | ○ | 上記以外の場合 |
| 一般的損害 | 引渡し前に業務目的物又は業務材料に生じた損害 | ○ | | 発注者の責めに帰すべき事由によるもの |
| | | | ○ | 上記以外の場合 |
| 第三者への損害 | 事業の実施にあたり第三者に対して及ぼした影響 | ○ | | 発注者の責めに帰すべき事由によるもの |
| | | | ○ | 上記以外の場合 |
| 不可抗力 | 天災、異常気象等の不可抗力による損害 | ○ | | 通常予測し得ない天災等により損害を受けたことによるもの |
| | | | ○ | 受注者の責めに帰すべき事由によるもの又は上記以外の場合 |
| 要求性能の未達 | 発注者の提示条件、要求水準等を満たさない場合 | | ○ | 瑕疵等により要求性能を達成しないことによるもの |

1.6 スケジュール（予定）

(1) 参加申込期限

令和6年2月28日（水曜日）～令和6年3月13日（水曜日）

(2) 質問受付期間

令和6年2月13日（火曜日）～令和6年2月22日（木曜日）

(3) 質問回答日

令和6年2月28日（水曜日）

(4) 企画提案書提出期間

令和6年2月28日（水曜日）～令和6年3月19日（火曜日）

(5) 第1次審査（書類審査）

令和6年3月25日（月曜日）

(6) 第2次審査（プレゼンテーション）

令和6年3月28日（木曜日）

(7) 契約の締結

令和6年4月上旬

1.7 関係書類の配布

本プロポーザルに必要な書類等は、佐久平ハーフマラソンホームページよりダウンロードすること。